

狂犬病予防注射済票等交付及び手数料徴収業務委託に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「令」という。）に基づく狂犬病予防事務並びに廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号。以下「手数料条例」という。）に定める手数料徴収事務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託業務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を第6条に規定する受注者に委託する。

- (1) 飼育動物診療施設における法第5条第2項に規定する狂犬病予防注射済票の交付事務
- (2) 前号に掲げる事務に伴う法第4条第2項に規定する犬の鑑札の交付事務
- (3) 第1号に掲げる事務に伴う令第1条の2に規定する犬の鑑札の再交付事務
- (4) 第1号に掲げる事務に伴う法第4条第4項及び第5項に規定する変更の届出受付事務
- (5) 第1号に掲げる事務に伴う令第2条の2に規定する犬の鑑札の交付事務
- (6) 第1号から第3号により徴取する犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及び犬の鑑札の再交付手数料（以下「登録手数料等」という。）の徴収事務

(受注者の要件等)

第3条 前条に掲げる業務を受注しようとする者は、次に掲げる要件に適合していなければならない。

- (1) 廿日市市又は隣接自治体に獣医療法（平成14年法律第46号）の規定に基づく診療施設を開設している広島県獣医師会員であること。

ただし、市長が市民の利便の増進に寄与すると認める場合は、この限りではない。

- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 手数料の徴収及び廿日市市指定金融機関、廿日市市指定代理金融機関又は廿日市市収納代理金融機関への払込みを適正に行うことができること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) その他手数料徴収事務の取扱いに支障を来すおそれがないこと。

2 前条に掲げる業務を受注しようとする者は、狂犬病予防注射済票等交付及び手数料徴収業務受注申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

（契約）

第4条 市長は、申込書を提出した者が前条第1項各号に掲げる要件に適合し、かつ、相当と認めるときは、その者と狂犬病予防注射済票等交付及び手数料徴収業務の委託契約を締結する。

（委託期間）

第5条 委託期間は、契約締結の日から当該年度の3月31日までとする。

（委託料の支払等）

第6条 市長は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として第2条第1号に規定する狂犬病予防注射済票の交付事務の取扱い1件につき上限306円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、第4条の規定による契約を締結した者（以下「受注者」という。）受注者に支払うものとする。ただし、受注者は自ら所有する犬（犬猫等販売業において販売の用に供する生後90日齢を過ぎた犬であって、売買が成立するまでの間事業者の所有する犬として登録、注射を行うものを含む。）に係る事務の取扱件数については、委託料の積算には含めないものとする。

- 2 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに委託料請求書を市長に提出するものとし、市長は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(実施規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、狂犬病予防注射済票等交付及び手数料徴収業務の委託の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までになされた業務の委託に関する手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 2 この告示は、令和4年3月1日から施行する。